委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	京都市	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番号	67-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000217728.html	

執行機関名 京都市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当及び特別 障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(重度の障害がある者に限る。)に対する健康管理費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第1号工 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者(重度の障害がある者に限る。)に対する健康管理費の支給に関する事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱(昭和五十八年二月一日)第1条
		第1条 この要綱は <u>、重度の障害を有する老人</u> に対し,その者の健康管理に要する費用の一部(以下「健康管理費」という。)を支給することにより, <u>福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都市重度障害老人健康管理費支給制度実施要綱